

議案第 38 号

前橋市職員の退職手当に関する条例の改正について

令和 7 年 3 月 4 日提出

前橋市長 小 川 晶

前橋市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

前橋市職員の退職手当に関する条例（昭和 31 年前橋市条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条第 1 1 項第 4 号中「職業に就いたもの」を「雇用保険法第 56 条の 3 第 1 項に規定する安定した職業に就いた者」に改め、同条第 1 4 項各号列記以外の部分中「次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める」を「雇用保険法第 56 条の 3 第 1 項第 1 号に該当する者に係る就業促進手当について同条第 4 項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する」に改め、同項各号を削る。

附則第 8 項本文中「附則別表第 1」を「附則別表」に改める。

附則第 9 項中「第 35 条」を「第 35 条の 2」に改める。

附則第 1 1 項中「令和 7 年 3 月 31 日」を「令和 9 年 3 月 31 日」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 8 項本文及び附則第 9 項の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の前橋市職員の退職手当に関する条例第 10 条第 1 1 項（第 4 号に係る部分に限り、同条第 1 5 項において準用する場合を含む。）の規定は、退職職員（退職した前橋市職員の退職手当に関する条例第 2 条第 1 項に規定する職員（同条第 2 項の規定により職員とみなされる者を含む。）をいう。以下この項において同じ。）であってこの条例の施行の日（以下この項において「施行日」という。）以後に雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 56 条の 3 第 1 項に規定する安定した職業に就いた者について適用し、退職職員であって施行日前に職業に就いた者に対する就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。